

表 2

個別事情による加減表

項 目	内 容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3ランク
	○行為を行うにつき、やむを得ない事情がある場合	▲1～▲3ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲1～▲3ランク
	○暴力的行為又は詐欺的行為	+3ランク
	○法違反等の状態が長期にわたる場合	+3ランク
	○常習的に行っている場合	+3ランク
是正等の対応	○速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲1ランク
	○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲1ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3ランク
そ の 他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減